

## **VII 弁護士会の運営に関する課題**



# Ⅶ 弁護士会の運営に関する課題

## 1. 会員サービスについて

### (1) 弁護士業務妨害対策

#### ① 弁護士業務妨害の実情

平成 22 年 6 月には、横浜弁護士会所属の前野義弘弁護士が、また、同年 11 月には秋田県弁護士会所属の津谷裕貴弁護士が、自らの弁護士業務における相手方に襲われて命を落とした。

また、平成 25 年 8 月には、京都弁護士会元会長がかつての依頼者に刺され、全治 2 カ月の重傷を負うという事件も発生した。

これらの痛ましい事件以外にも、弁護士あるいは事務職員を狙った業務妨害事案は跡を絶たないというのが実際である。

しかしながら、それらの妨害に屈しては弁護士の職務は成り立たず、その結果、当事者の権利や利益を守ることができない。そこで、弁護士同士が協力しあい、時には警察とも連携しながら、卑劣な弁護士業務妨害に立ち向かうことが必要となる。

#### ② 事務所玄関の常時施錠のすすめ

- (1) 弁護士業務妨害のなかでも特に重篤な被害が生じやすい類型として、アポなし訪問者からの襲撃が挙げられる。平成 19 年 3 月には、兵庫県において、事務職員の頭部を金槌で殴打して頭がい骨骨折の重傷を負わせたという事案が発生したほか、同年 9 月には、大阪府において、ハンマーで事務職員の頭部を殴打して殺害した事件が発生している。前野弁護士もまた離婚訴訟の相手方がアポなしで事務所を訪問してきた際に殺害されている。

これらの事件のように、妨害者が弁護士ないし事務職員に対して危害を加えようという意思を持ってアポなしで事務所を訪問する場合には凶器を携行している可能性が高く、事務所に入れてしまうとそれだけできわめて危険な状態を招くことになる。

- (2) そのような事態を未然に防ぐためには、事務所玄関の常時施錠こそが簡単かつ最も有効である。さらには、モニター付インターフォンを設置し、来訪者の姿を確認してから開錠するようにすればより安全である。

とはいえ、法律事務所の敷居を低く保つためにも、広く市民に開放された法律事務所として、玄関を施錠すべきではない、という意見も依然根強い。

しかし、先にあげたような重大な被害が生じてからでは取り返しがつかない。クライアントに対しては、弁護士業務妨害の凶悪化という事情を説明したうえで、常時施錠に対する理解を求めていくべきではなかろうか。近時は常時施錠を導入している法律事務所も増えており、クライアントからは、入室に不便があるという不満よりも、むしろ事務所内のセキュリティが改善したことを評価されたという声もある。

- (3) なお、注意しなくてはいけないのは、常時施錠をするのであれば、開錠のルールも徹底しなければならないということである。紛争の相手方が、あるいはトラブルが発生し

ている依頼者がアポなしで訪問してきた場合には、結果としてトラブルに発展する可能性が高いといえるため、断固として入室を拒否すべきである。そのうえで、会うのであれば別の日程（場合によっては事務所外の場所も）を設定するなど、慎重に対応すべきである。

また、すでに調停や訴訟といった法的手続が進んでいるのであれば、任意の交渉を拒否する正当な理由にもなりうる。依頼者に対する攻撃はもちろんのこと、弁護士に対する攻撃が予見される場合にも、早急に調停を申し立てるか訴訟を提起することで、任意の交渉を回避することも積極的に検討すべきである。

### ③ 事務職員との意思疎通の強化

全国法律関連労組協議会は、平成 23 年に、事務職員を対象として業務中に感じた身の危険について回答を求めるアンケートを実施した。その結果を検討すると、弁護士と事務職員との事務所セキュリティに対する意識のギャップが顕著であった。弁護士に対して何らかのセキュリティ対策を頼んでもとりあってもらえない、事務所玄関の施錠を禁止されているが弁護士の留守中の突然の来訪者の対応が不安である、などといった切実な声が上がっていた。

通常、電話や来客に最初に対応するのは事務職員である。その事務職員と、弁護士との間で事務所のセキュリティに対する意識にギャップが生じるのは自然かもしれないが、入口に近いところにいる事務職員の方が弁護士よりも危険にさらされているということを意識する必要がある。

そこで、先に提案した事務所玄関の常時施錠とともに、事件関係者の危険情報をぜひ弁護士と事務職員（厳密にはそれに限らず他の弁護士も含めた事務所スタッフ全員）で共有されたい。具体的には、弁護士は危険な事件を受任した際には事務職員に伝え、その後の進捗も可能な限り細かく伝えるようにする。また、事務職員にも、電話対応などで異変に気が付いた場合には、些細なことでも必ず報告するように徹底する。

### ④ 弁護士名を騙る詐欺行為の多発

最近の業務妨害事案の特徴として、平成 24 年春頃より、かつての大型詐欺事件（東山倶楽部、ワールドオーシャンファームなど）の被害者に対し、被害者の会の弁護士を名乗って被害金の返還をもちかけ、着手金等の名目で金銭を要求するという詐欺事犯が目立つことが挙げられる。実在する弁護士の名を騙っていることから、被害者が弁護士の名前のみを調べると信じてしまう可能性があるという点で巧妙な詐欺類型である。

この種の詐欺グループに名前を騙られていることを覚知した場合には、

- ① 事務所ホームページを開設しているのであれば、ホームページ上にて、そのような団体とは無関係である旨を告知し、詐欺に対する注意を喚起する。
- ② 事務所に電話で問い合わせがあった場合にも、団体と無関係である旨を明確に伝えるよう事務所のスタッフに指示する。また、詐欺グループから契約書に似せた書類が送られてくることが多いので、それらの書類の原本の提供をお願いするとともに、後日事情を聴くため、連絡先を聞いておく。

③ 警察への被害届の提出や告訴を積極的に行う。

といった対応が必須である。仮に、これらの対応をせずに漫然と放置していると、詐欺被害を拡大させたとして損害賠償請求や懲戒請求を受ける可能性も否定できないのではないだろうか。

また、警察に被害届の提出や告訴をするにあたっては、証拠書類として詐欺グループが被害者へ送った書類の原本が重要になるので、被害者より指紋の保全に留意しつつ提供してもらうことになる。弁護士名で作成されて押印がされた文書が送られていることが多く、有印私文書偽造、同行使で被害届を提出したという事例もある。

## ⑤ 最後に

弁護士として日常の業務を遂行するにあたって、どうしても業務妨害の可能性は存在する。そのような中、その可能性を少しでも減じるためにも、本稿にて提案した対策をご検討いただきたい。

また、実際に業務妨害を受ける予兆を察知したら、あるいは業務妨害が実際に発生した場合には、東京弁護士会弁護士業務妨害対策特別委員会が運営する東京弁護士会弁護士業務妨害対策センターに対して支援要請を行い、業務妨害に対抗すべく具体的な支援を受けることも可能である。東京弁護士会司法調査課が担当窓口となっている（電話：03-3581-2207）。

## (2) 会員サポート窓口

### ① 会員サポート窓口とは

会員サポート窓口（以下、サポート窓口という）は平成 16 年 4 月 1 日にスタートし、平成 25 年 4 月から 10 年目に入っている東京弁護士会内の協議会である。この窓口は理事者の補佐機関として会員業務の支援を行うことを目的としており、制度のあらましについては、「会員サポート窓口規則」（以下、窓口規則という）に定められている。

サポート窓口は、弁護士としての業務を進めていくうえで困ったこと、悩んでいることなどについて会員が気軽に相談を持ちかけることのできる会の常設窓口であり、その守備範囲はかなり広い。この窓口で扱える事項や扱えない事項については、窓口規則の定めと、窓口運営協議会における申し合わせ事項によってほぼ整理されている。簡潔にまとめると、個別の事件処理に関する事項と懲戒手続、紛議調停委員会・非併携弁護士対策本部などに係属中あるいは継続しそうな事項以外の事項についてはほとんど相談可能とされている。具体的な相談に際しては、守秘義務との関係で受付窓口として一本化されている東弁事務局次長宛てに、原則として文書によって申し込みをするだけで相談が受けられるような仕組みになっている。

### ② 最近の傾向

9 年間運営されてきた結果、この窓口を持ち込まれる事案の傾向がかなりはっきりしてきた。主に二つのジャンルに区別できるが、一つは登録後 2、3 年以内の若手会員からの、かなり基本的な問題についての相談ごとである。もう一つは、利益相反、弁護士法 25 条関係等に関係する事件の受任・辞任に関する相談ごとである。こちらのほうは登録後 5 年から 10 年目くらいまでの会員からの問い合わせが多いが、かなりのベテラン会員からの相談も少なくない。い

ずれも、懲戒請求や紛議調停などのトラブルを避けたいとの配慮からの相談が多いようだ。

この二つのジャンルの相談で、ほぼ全体の90%を超えている。この二つのジャンル以外の相談としては、精神疾患のある依頼者、暴力団関係者を疑わせるような依頼者とのトラブル処理に関する相談、相談者の身体・精神疾患等による休業や会費免除に関する相談や、事務所の開設、閉鎖、譲渡に関する相談などが目立ったところである。

### ③ 今後の課題

(1) サポート窓口が抱えている問題の一つに、登録後数年内の会員からの、受任している事件の処理に関する相談がある。本来、個別の事件処理に関する事項は、当窓口において扱うことのできない事項の典型とされている。これは我々弁護士にとって職業そのものなのであるから当然のことであり、大部分の会員にとっては、常識と考えられている。ところが最近の若手会員の中には、会に登録して弁護士バッジを手に入れた後にも、受験塾や司法研修所の延長線上にいて感じているような者もあり、あるいは、会に入会金や会費を納めているのだから、ある程度のことを教えてもらうのは当然だと考えている者までいるようだ。具体的な事件についての訴状の書き方がよく分からないとか、示談の進め方を教えて欲しいという相談はこれまでもあった。さすがにそこまでの相談に乗ることは不可能であるが、登録後3年未満程度までの会員に対しては、ある程度の助言が必要だと考えられ、実際にもサポート窓口では、原則として助言する方向での運営を行っている。依頼者との間においてトラブルを起こしてほしくないとの思いからである。具体的には、事件の受任・辞任の仕方、報酬の決め方、解決への導き方、顧客の増やし方などの事項に関して、可能な限り親身になっての助言を心掛けている。この点については、賛否両論があるところであろうが、市民からの弁護士一般に対する信用の保持という観点からは、これからも助言の手を差し伸べていく必要が大きいものと考えられる。

(2) 若手会員からの、契約解雇に関する相談も少なくなく、この問題については、サポート窓口がどのような基本的スタンスで臨むべきかという問題が生じている。大部分がいきなりの解雇通告を受けたという案件であり、そもそも少なくとも何年間は勤務してよいと決められていたというケースが多い。本来サポート窓口では、事務所間の移籍に関する事項、事務所内のトラブルに関する事項などは相談に乗れない事項としている。雇用側も当会の会員であることが多く、一方にのみ偏った助言ができないという制約を負っているからである。但し、サポート窓口では、登録後3年未満程度までの会員に対しては、例外的に可能な限り相談に乗るようにしている。ところが実際に事情を聴きだしてみると、解雇に至った原因が当該若手会員の極端な能力不足や、当該事務所の経営難にあることが多く、そのような事情が判明してしまうと、助言そのものが困難に直面する。サポート窓口内には、むしろ雇用や解雇に関する問題は、原因のいかんにかかわらず相談の対象外とすべきだという意見も少なくなく、今後この点についてさらに議論を続けていく必要があるものと思われる。

- (3) 利益相反などに代表される「弁護士として行うべきでない行為」に関連する助言活動はサポート窓口を持ち込まれる案件の過半数を占めている。内容的には、会社とその取締役との利益相反事例や遺言執行者と相続人との利益相反事例などが多いが、具体的案件についてみると判断が難しい事例が少なくない。平成 16 年に制定された弁護士職務基本規定の解釈の問題という面もあるが、この規定の解釈によっても結論が容易に導き出せないような問題が少なくない。通常は単独委員で対応しているところ、複数の委員で協議しながら相談に乗ったり、定例の窓口運営協議会で協議したりという方法によって対処している。いずれある程度事例が集まった時点で、資料集としてまとめていく必要があるものと思われる。
- (4) そのまま放置したらいずれ懲戒請求を受けてしまうような案件についても、可能な限り相談に乗って、事故の発生を未然に防止できるようにすることも、当窓口に乗せられた一つの重要な目的なのだが、この分野においても困難な問題がある。規則によって、懲戒手続に付された事案や紛議調停委員会・非弁提携弁護士対策本部などに係属中の事項及びこれらに移行することが明らかな事項については扱ってはならないとされており、それと紙一重のところにあると思われる事案が少なくないからである。また、綱紀委員会や紛議調停委員会は高度の守秘義務を負っており、会内の組織とはいえ情報を入手することができず、相談者からの一方的な情報のみによって受理すべきか否か判断しなければならないからである。このような観点から、従前はこの分野の相談については、かなりハードルを高くしてきたのが実情である。ところが、昨今の不祥事の増加という状況に対して、会をあげての対策が叫ばれているところでもあるから、サポート窓口としても、もう少しこのハードルを下げて、むしろ不祥事の早期阻止という観点からの積極的な取り組みを考えるべき時期に来ているように思われる。
- (5) 高齢会員からの事務所の閉鎖、譲渡に関する相談も年に数件程度ではあるが受理している。ところがこれまでサポート窓口として力になれることがほとんどなかった。受け皿となる開業希望者が多くないという現状と、内装・家具類や蔵書などの価値に対する高齢会員の希望値が高すぎてマッチするまでに至らないというのが現状であった。この分野に対しては、弁護士協同組合も有料相談として取り組みをしたことがあったようだが、成果を上げられたとの情報には接していない。相談に対しては真摯な取り組みが必要であろうが、多くを期待していただかないように最初からお断りしたうえで受理すべき分野であるように思われる。
- (6) 病気、精神疾患等による休業、会費免除に関する相談などは、本来サポート窓口に乗せられることが最も期待されている分野なのであるが、実際には、これまでのところ、この種の相談はほとんど寄せられることがなかった。サポート窓口という制度についての P R 不足なのかもしれない。あるいは、このような状況に追い込まれている会員にとっては、どこかに相談しようというような精神的余裕さえ失われているのかもしれない。
- (7) これまでサポート窓口という制度についての P R は、LIBRA への不定期的な紹介記

事の投稿と、新入会員に配布される会の資料中に簡単な紹介を掲載してもらうという程度にとどめてきた。今後は折に触れて、サポート窓口という制度の存在について広報していく必要があるように思われる。合わせて、サポート窓口で扱える事項と、そうでない事項についてのわかりやすい見分け方の公表についても検討していくべきである。

### (3) 会員サービスの拡充

#### ① はじめに

個々の会員、特に経済的基盤の確立されていない若手会員にとって、会費の負担感が大きくなりつつあることからすると、会費負担に対応した会員サービスを受享受したいとの要望が強まってきている。弁護士会としては、社会的な技術革新や若手会員の急増といった弁護士会をとりまく状況の変化に対応した会員サービスを提供していく必要があり、財政的・技術的制約のなかで可能な限りの会員サービスの拡充を図っていかなければならない。

#### ② 会員の利便性向上

##### (ア) O A刷新等

技術革新に対応したO A刷新が図られており、既に設置されている会館内の無線LANシステムなどに加えて、2008（平成20）年度からは会員サイト内に、各会員ごとの「マイページ」（会員マイページ）が開設された。会員サービス拡充の点では、登録した会員情報や所属委員会の開催日時・議事録等の閲覧、合同図書館の蔵書検索及び貸出予約がホームページ上で可能となった。また、研修講座の検索及び申込や法律相談担当の申込、法律相談の交代手続（自分の担当日の交代候補者を会員マイページで探し、交代者には別途確認を得たうえでオンラインで交代手続をする、交代者を募集する、交代者募集中の日程を表示して応募する）等もホームページ上で行えるようになった。

オンラインによる弁護士法23条の2の照会請求や会議室利用の予約などに対する要望もあるが、利用に伴う費用の納付方法その他技術的問題を解決する必要がある。

なお、弁護士法23条の2の照会請求については、2010（平成22）年10月より、郵送による受付が開始されたほか、会員ページ内において、申出の多い類型についての記載マニュアル及び照会書式をテンプレートで提供している。また、照会請求の受付件数も、本年10月末日時点で計8326件と、昨年度の同時期（7183件）に比しても大幅な増加となっている。うち郵送受付は1194件にのぼり、これまで全体の1割前後で推移していた郵送での利用が大幅に増加している傾向が見て取れる。

##### (イ) 会館問題

従来より会館に関する問題が議論されているが、会員の利便性向上の観点から、現在の会館利用方法を含めて更なる議論が必要である。

#### ③ 会員向け相談体制

##### (ア) 「こころの相談“ほっと”ライン」

2008（平成20）年4月1日より開始されたサービスであり、東弁の弁護士会員・外国特別会員等、およびその配偶者と健康保険の被扶養者を対象として、電話・Web（メー

ル)・面接の方法によって、こころの健康の問題を相談する機会を得るためのアクセス手段を弁護士会が提供するものである(注:心の健康の問題の解決を直接の目的とするものではなく、医療機関を紹介するものでもない)。電話・Web(メール)・面接の受付は、弁護士会ではなく委託先の心理カウンセラーが対応している。電話については匿名での利用も可能であり、会員の家族が会員のために利用することもできる。

当サービスの提供は、近年の事件処理の複雑化や経済状況の変化により、会員を取り巻く業務環境が厳しくなり、業務に対して強い不安やストレスを感じる会員が増加しており、このような会員のこころの健康問題がその家族、依頼者、事務所及び社会に与える影響が大きくなっていることに対応したものである。特に、近時の若手会員の急増に伴う採用問題などによって、登録先事務所とのミスマッチやいわゆる「ノキ弁」「即独」に伴う不安やストレスが多く生じることも懸念されることから、そのようなストレスによる健康問題への対応としても機能することが引き続き期待される。

#### (イ) 若手相談室

若手会員(登録5年以内の会員。以下同じ。)による若手会員のための相談窓口で、事務所内の人間関係トラブル、精神的な悩み、経済的な悩みなど弁護士業務に関連して生じる様々な悩みごとを気軽に相談するための窓口である(注:個別具体的な事件に対する相談は除く)。この若手相談室は、新進会員活動委員会の活動の一環として行われている。

当サービスは開設されて約6年が経過するものの、これまでは余り多く利用されていない現状があるが、上記のように登録先事務所とのミスマッチやいわゆる「ノキ弁」「即独」に伴う悩みが多く生じる懸念もあることから、会員への周知を強化することなどによって活用していくことが期待される。

#### (ウ) 弁護士業務妨害対策センター、会員サポート窓口

それぞれ該当項を参照されたい。

### ④ 会員への研鑽機会の提供

#### (ア) 研修、法律研究部

研修や法律研究部の活動が、会員の知識・法技術的専門性を高めるために有用であることは従来と変化ないところであり、既にネット研修の充実化など工夫がされているところである。(詳細は該当項を参照されたい。)

#### (イ) チューター制度、法律相談等を通じたOJT制度など

いわゆる「ノキ弁」や「即独」など、身近にOJTを受ける機会に恵まれない若手会員の増加は既に現実的なものとなっており、もはや特殊なカテゴリーに属するとは言いえない状況にある。弁護士会がこのような会員に対して、先輩会員との交流を通じたOJTを実施することは、業務の基礎的な処理方法を習得するために必要であることは勿論のこと、弁護士の公益性に裏打ちされた弁護士会の自治を保持するための教育課程の側面からも重要である(このような弁護士自治に対する理解は研修等だけで深めていくこ

とは困難であると思われる。)

具体的方策としては、登録制のチューター制度（日弁連法的サービス企画推進センターにおいて2008（平成20）年より実施され、既に相当数の登録が行われている。）や、法律相談における主・副担当制（現在の消費者問題専門相談や弁護士紹介制度などが参考になる。）の拡充が挙げられ、東弁においてもチューター制度が実施されている。詳細は別項（Ⅲ4（1））を参照されたい。

#### （ウ）新規登録弁護士に対するクラス別研修制度の導入

弁護士の基礎的スキルやマインドの涵養は、登録後早期に実施される必要があるほか、会員6,000名を超える当会においては新規登録会員相互の顔が見えず、孤立化や弁護士会に対する帰属意識の希薄化が懸念されている。そこで、65期を中心とした新規登録弁護士から、新規登録弁護士の集合研修の一環として、「クラス研修制度」が平成25年1月から開始された。

制度の概要としては、新規登録弁護士を20名程度でクラス編成し、全7回（3回以上の出席が義務となる）をかけて民事・家事をテーマとしてゼミ形式による研修を行うものである。各クラスには、世話人として、担任（登録5年目から10年目）及び副担任（11年目以上）が配置され、専門カリキュラムについては、関連委員会から講師が派遣される。クラスによっては、カリキュラム外での懇親の場を設けるなどの工夫もみられ、本制度の実施によって、新規登録会員同士が知り合う機会や情報交換の場をすることで孤立化を防ぎ、弁護士会への帰属意識や会務への理解を深めてもらうことが期待される。

検討課題としては、現状における研修の出席義務回数が、上記の趣旨・機能からみて適切な回数であるのか、反面、研修に出席しやすいように新規登録弁護士の所属先の本制度に対する理解を深めていくことも必要と思われる。

本制度は、クラスの世話人の人選が要となる一方、世話人が固定化されないよう、多くの世話人を発掘していく必要がある。法曹親和会としては、今後も有為な人材を推薦するとともに、世話人の活動を積極的に支援していくことが求められる。

## 2. 広報活動の充実・強化

### （1）市民から見た弁護士のイメージ

2009（平成21）年1月に、日弁連法務研究財団による弁護士イメージ調査が実施された。抜粋して紹介すると、まず、弁護士に関する経験に関して、①弁護士の知り合いがいない（83.9%）、②弁護士を探すつてがない（71.8%）、次に、弁護士の印象・イメージに関して、①弁護士にはできるだけ関わらない生活を送りたい（74.8%）、②弁護士に頼むとどのくらいお金がかかるかわからないので不安だ（90.2%）、③弁護士は庶民の味方だと思う（17.8%）・思わない（21.0%）、④弁護士は大企業の味方だと思う（43.5%）・思わない（4.7%）、⑤弁護士は弱者の味方だと思

う (13.9%)・思わない (24.9%)、⑥弁護士は金持ちの味方だと思う (47.7%)・思わない (5.5%)、⑦弁護士は尊敬できると思う (35.0%)・思わない (13.3%)、⑧弁護士は何かと頼りになると思う (47.5%)・思わない (10.8%)、⑨弁護士はずる賢いと思う (36.3%)・思わない (13.5%)、⑩弁護士は偉そうにしていると思う (35.7%)・思わない (10.9%)、⑪弁護士は敷居が高いと思う (80.9%)・思わない (3.5%)、弁護士の仕事のイメージとして、①民事裁判の時に必要 (91.2%)、②事故や犯罪の被害者になったときに必要 (87.5%)、③警察に捕まったときに必要 (88.2%)、④土地建物などの取引や売買のときに必要 (29.7%)・思わない (32.5%)、⑤日常の社会生活上必要である (16.2%)・思わない (51.4%)、⑥会社経営上の相談に必要 (28.9%)・思わない (34.8%)、という結果になっている。

この調査報告でも述べられているが、身近な存在ではない、お金がかかる、偉そうにしている、敷居が高い、大企業や金持ちの味方である、裁判・刑事事件の専門家ではあるが、社会生活上・会社経営上の相談や取引について必要とは必ずしも思われていない、という弁護士のイメージが浮かび上がってくる。

弁護士は身近な存在で、かつ裁判だけでなく社会生活や会社経営上の相談や取引に必要な存在であることを知ってもらうのは、我々の緊急課題である。

## **(2) 日弁連の新たな取り組み**

日弁連は、2013（平成 25）年 11 月より、市民にとって身近でもっと気軽に相談できる存在であること知ってもらうきっかけとして、テレビCM「あなたの応援団」を作成し、公式ウェブサイトでも公開している。このCMでは、ひまわりお悩み 110 番の電話番号を市民向けに案内している。

## **(3) 他弁護士会の市民向け広報の取り組み**

大阪弁護士会では、2009（平成 21）年 2 月には「本当に困ったとき、誰に相談していますか？ 借金、離婚、様々な問題について、解決への扉、開いてみませんか。弁護士はあなたの SOS を受け止めます。大阪弁護士会。」という 15 秒のテレビCMを放映し、同会のウェブサイトでも見ることができる。2010（平成 24）年 1 月より、時代劇編（消費者問題）、遺言大作戦編（遺言）、女神編（交通事故）、機内編（離婚問題）の 4 種類のテレビCM（30 秒）を放映し、10 月からは独自にラジオ番組を持ち、毎週金曜日午後 8 時 30 分から 9 時 00 分まで『弁護士の放課後ほな行こか〜』が毎日放送で放映され、同会所属の弁護士が毎週登場している。

福岡弁護士会は、2007（平成 19）年に県内 20 ヶ所の法律相談センターで多重債務に関する相談を無料化し、その周知目的で同年 6 月に 15 秒間のテレビCMを民法各局で 2 週間にわたって放送したところ、相談者が急増した。浸透には繰り返しの放送が必要であるとして、2008（平成 20）年度は約 2,500 万円の予算を組み、テレビCMを年 4 回に増やすほか、ラジオCMも行った。

新潟県弁護士会では、2009（平成 21）年 9 月より、「借金のトラブルは弁護士にご相談下さい。

多重債務の相談は無料です」という多重債務編と、「交通事故のトラブルは弁護士にご相談下さい。交通事故の相談は無料です。」という交通事故示談斡旋編の2種類のテレビCM（15秒）を放映した。

愛知県弁護士会では、2009（平成21）年11月より、東海地方のテレビ各局で、愛知県弁護士会・法律相談センターのテレビCMを放映した。15秒のCMで、借金編と別れ話編とがあり、CM内に表示されている電話番号は、名古屋・栄にある名古屋法律相談センターの相談予約受付電話番号となっている。2012（平成24）年度には、地下鉄等の公共機関内での広告を実施した。

長野県弁護士会では、2010（平成22）年9月より、借金問題、離婚問題、遺言・相続問題、高齢者や成年後見制度の問題の相談は長野県弁護士会へというテレビCM（15秒）及びラジオCMを放映した。

沖縄県弁護士会では、同年12月より債務整理無料法律相談のテレビCM（15秒）を放映した。

京都弁護士会では、2004（平成16）年より地下鉄車内におけるポスター掲載を行ってきた。2010（平成22）年6月より、FM京都（αステーション）の人気番組内にて広報委員会委員が出演し、時事に関する話題やリスナーからの質問に答えるなどのトークの放送を開始して、市民への浸透を図っている。

## **(4) 東弁の市民向け広報の取り組み**

### **① 東弁の広報体制**

東弁は2001（平成13）年10月に広報室を設置している。担当副会長と嘱託弁護士2名及び事務局で構成され、東京弁護士会の広報活動に関して理事者をサポートするとともに、理事者、広報委員会、事務局との架橋的な役割を果たしており、活動全般を把握するために、広報室嘱託は、日常的に理事者や各委員会・センターを担当する事務局職員とのコミュニケーションを積極的に行って「当会では現在どのような活動が行われているのか、その活動は会内・会外に広報すべきか」を意識しながら情報収集を行ない、会内・会外に広報すべきであると判断すれば、理事者や関係部署等と意見交換をして、ウェブサイトへの掲載やメールマガジンの配信、LIBLAへの掲載（特集企画、トピック）、記者懇談会・記者会見の開催等を提案している。嘱託弁護士は広報委員会や部会に出席し、また月に一度、理事者全員、広報室（弁護士嘱託2名、弁護士参与1名及び事務局）及び広報委員会（委員長、LIBRA編集長及びウェブサイト担当副委員長）が参加する拡大広報会議において、情報交換や対応等を行っている。

### **② 市民向け広報の媒体及び新しい取り組み**

#### **(1) 公式ウェブサイト／その他インターネットツール**

東弁のウェブサイトは、1997（平成9）年に開設され、2011（平成23）年には市民にわかりやすいサイトとなるように全面改定した。また東弁は2011（平成23）年より公式ツイッターを開始し、シンポジウム情報、会長声明、電話相談の告知等、会からの情報発信に一役を買っている。ツイッターは、無料であるため人的コスト以外はかからない点は大きなメリットである。2012年2月からは、東弁の動画配信の第1弾として、YouTube上に公式アカウントを取得し、東弁の「もがれた翼」のダイジェスト

版をアップした。次いで同年10月より「弁護士会蒲田法律相談センター」のニュース動画を公開した。今後も、東弁の各種活動を紹介するための動画を配信していく予定である。

現在、インターネットは市民が情報を調べる場合の最も中心的なツールとなっていることに照らすと、ウェブサイト等のインターネットツールは、今後も市民の窓口として非常に大きな役割を果たすことが期待され、今後もアクセス状況等について分析し、要望等に十分に答えられるよう適切な更新・改善に努めていく必要がある。

#### (2) パンフレット

10種類以上の法律相談のパンフレットや弁護士照会センターのパンフレットが数種類ある。そのほかに、2008年から当会を紹介するパンフレットを作成し、市民交流会やシンポジウムなどの会館来訪者、講師派遣先などに配布している。

#### (3) プロモーションビデオ（PV）の製作

2012年度、主として弁護士会に見学に来た市民に視聴してもらうことを想定したプロモーションビデオ（PV）を作成した。同PVは、新人弁護士の成長を通して弁護士会を照会する約15分間のドラマ仕立てとなっていて、市民に関心をもってもらいやすい媒体として、今後活用していくことが期待される。

#### (4) 会報「LIBRA」

主に会員を中心に配布されているが、PDF化されたものを発行当時の体裁のまま公式ウェブサイトにアップしているため、会員以外の者、市民もアクセスすることができる。現在、公式ツイッターからの誘導によるアクセスも増加している。

#### (5) 市民交流会

1991年に「市民モニター制度」として発足し、2005年に「市民交流会」に名称変更され、広報委員会の市民交流部会によって運用されている。毎年、市民交流委員を約30名程度募集し、月1回、各種活動（刑務所見学、裁判傍聴、弁護士懇親会、法科大学院見学、その他）を行い、その中で弁護士及び当会の活動に対する理解・協力を推進している。

#### (6) 広報用グッズの作成・配布

当会は、広報用グッズを作成・配布することにより、広く市民の方々への当会の存在を周知する活動をしている。例えば、多数の法律相談窓口の電話番号が掲載されているクリアファイル、東弁のロゴマークを付したマグネット、ボールペン等がある。

#### (7) ロゴマーク

団体の象徴及び広報ツールとして、2010年より独自のロゴマークを採用し、各文書やグッズ等で幅広く利用している。

### ③ 今後の展望について

東弁ではこれまで各委員会やセンターが独自の予算で独自に広報活動を行ってきたため統一的な広報戦略に欠けるという縦割りの弊害が生じていた。

広報委員会では、2009（平成 21）年 7 月に、各委員会・センターでどのようなパンフレット・リーフレット・ポスター等を作成し、どこで（自治体や消費者センターなど）、どれだけ配布されているのかについて調査を開始するとともに、同年 11 月には、初めて、法律相談センター運営委員会、広報委員会及び広報室による意見交換会が開催された。2010 年度からは各委員会の広報担当者と理事者・広報室による「広報担当者会議」を開くようになり、これまで横断的に行われていた広報を連携させる点で重要な役割を果たすようになってきている。2012（平成 24）年度の同会議では、法律相談の統一的なパンフレットの製作が行われており、また、同年度に初めて開催された東弁法教育サミット（法教育に関わる委員会の担当者と広報との会議）では、小学校から社会人までの世代別の法教育が一冊になったパンフレットの製作が行われている。このような機会がさらに各委員会・センターの広報担当者が参加する場に広がることを期待され、また東弁の統一的な広報戦略のためにはこの広報担当者会議の充実を図ることが重要となってくる。

また、市民に親しみのある広報を強化するためには、全国規模での戦略的広報も不可欠であり、日弁連及び他会の広報活動の検証や連携するような機会を設けていくことも必要である。平成 25 年度には、日弁連において各弁護士会の担当者が集まって全ての弁護士会の広報について協議する全国広報担当者会議が開催されているが、今後の当会の広報に活かしていくことが期待される。

さらに、市民にわかりやすい広報の充実のためには、積極的なメディア戦略等を展開していく必要がある。現在、インターネット技術の進化及び普及により、市民の情報収集の中核をなすのはインターネットとなっていて、広報媒体の選択肢が広がっている。当会としても、このような現状に対応した積極的な広報を行っていくことが期待されている。前述のとおり、2011（平成 22）年度より、ソーシャル・ネットワーキング・サービスの利用が検討され、ツイッターが採用された。2012 年度は動画を配信し、プロモーションビデオが作成された。2013 年度は CM の作成に着手しており、これらは映像・音楽を通じたイメージ広報という新たな手段として今後も検討されることが期待されている。また 2012 年より外部講師を招いた広報戦略会議が開催されており今後も予定されている。

さらに、メディア戦略を積極的に展開していく上で、弁護士会の役割をどこに求め、何を実現していくべきなのかを議論することも避けられないであろう。東京弁護士会では、1991（平成 3）年度に広報委員会 C I（コーポレート・アイデンティティ）部会が設置され、1993（平成 5）年 3 月の常議員会で「会員の総意と共感のもとに市民とのコミュニケーションを緊密に行なうことを目的として東京弁護士会のアイデンティティ計画を検討すること」を目的として、各委員会で構成する横断的な C I 検討協議会が設置され、例えば、シンボルマークやシンボルカラー等も検討されたものの、その後実現に至らなかった。しかし、前述の通り、2010（平成 22）年度よりロゴマークの活用がなされた。

2009（平成 21）年 1 月 15 日から 16 日までの間に実施された、全国 2,000 名に対するインターネットによるリサーチ

調査対象は、男性 50.2%・女性 49.8%、20 歳から 69 歳までほぼ均等、収入は、250 万円から 500 万円 (31.0%)・500 万円から 750 万円 (25.4%)・700 万円から 1,000 万円 (17.8%)、家族数は、1 人 (14.8%)・2 人 (26.4%)・3 人 (25.9%)・4 人 (21.6%) である。

<http://www.osakaben.or.jp/web/tvcm/index.php>

月刊大阪弁護士会 2009 (平成 21) 年 11 月号 6 頁「特集 弁護士を P R ? 広報新時代始まる。動き始めました広報室」

西日本新聞朝刊 2008 (平成 20) 年 6 月 17 日朝刊

[http://www.niigata-bengo.or.jp/about/committee/committee\\_TVCM.html](http://www.niigata-bengo.or.jp/about/committee/committee_TVCM.html)

<http://www.aiben.jp/page/frombars/topics2/414tvcm.html>

<http://nagaben.jp/index.php?id=113>

<http://www.okiben.org/modules/information/index.php?page=article&storyid=13>

[http://www.asakaben.or.jp/web/movie/index\\_cm.php](http://www.asakaben.or.jp/web/movie/index_cm.php)

<http://www.osakaben.or.jp/web/mbsradio/>

<https://twitter.com/#!/TobenMedia>

2012 年 2 月号「自由と正義 (特集 1 弁護士広報を考える)」

### 3. 会財政の現状と課題

#### (1) はじめに

会財政は、弁護士自治を財政面から支えるものである。

#### (2) 東弁の会計システム

当会の会計は、一般会計と特別会計（法律相談事業等特別会計・人権救済基金特別会計・会館特別会計・公設事務所運営基金特別会計・住宅紛争特別会計）に分かれるが、各会計間で繰り入れ・繰り出し（資金の移動）が可能であり、また固定資産たる特定資産の取り崩しは一般会計に組み込まれることになっている。

したがって、当会の財務状況は、単に 1 つの会計を捉えただけでは正しく把握できない。財産全体の変動、特定資産の状況にも注視しなければならない。

#### (3) 東弁の財政状況

① 財産目録総括表によると、当会の正味財産は次のとおり推移している。

●正味財産期末残高の推移

(単位：円)

| 平成 20 年度       | 平成 21 年度       | 平成 22 年度       | 平成 23 年度       | 平成 24 年度       |
|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 11,587,857,051 | 11,618,010,484 | 11,510,567,648 | 11,555,185,637 | 11,589,006,342 |
| 前年度比           | 30,153,433     | △ 107,442,836  | 44,617,989     | 33,820,705     |

正味財産のうち現金預貯金の残高（特定資産を含む）は次のとおり推移している。

●現金預貯金の残高（特定資産を含む）の推移 （単位：円）

| 平成 20 年度      | 平成 21 年度      | 平成 22 年度      | 平成 23 年度      | 平成 24 年度      |
|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 7,019,867,078 | 7,079,491,039 | 7,172,304,279 | 7,212,411,969 | 7,464,716,186 |
| 前年度比          | 59,623,961    | 92,813,240    | 40,107,690    | 252,304,217   |

現金預貯金残高をみる限り、弁護士会には約 74 億円の使用可能な財源があることになるが、言うまでもなく、建物や設備造作、あるいは無形固定資産（ソフトウェア）は耐用年数に限りがあってその備蓄が必要であるから、現金預貯金の全てが事業に用いることが可能な財産と捉えることはできない。

- ② 一方、事業内容にかかわらず増加する、いわば自然増ともいべき会費収入は、後記のとおり平成 20 年度以降毎年約 3000 ～ 6000 万円程度増加しているのであるから、翻って正味財産の推移と対比すると、会費収入の増加額よりも正味財産の増加額が少ないことがわかり、会計上の数字とはいえ、その差額分に相当する財産が外へ流出していることになる。ちなみに、平成 20 年度と平成 24 年度の正味財産期末残高の数字はほとんど同じである。

## （4）会財政の課題

### ① 評価の視点

弁護士会の財務をマクロの視点でみると、長中期的に必要な備蓄をどう考えるかが重要である。これに属するのが特定資産と修繕積立金であり、いずれも将来に備えるものであるが、これを重視すれば財務の規律が求められる。しかし、これを寛容にみるときは、東京弁護士会の会計処理上、特に会館修繕積立特別会計からの財産の拠出によって容易に短期的に必要な事業に充てられる構造になっているから、特に近年の財務の状況はこの視点から見ていく必要がある。

### ② 一般会計について

一般会計の収入としては、会員数の増加による会費収入の増加が収支の改善に寄与している。会員数の増加は今後もある程度見込まれるものの、会費負担の重さから会費値下げを求める声も出ていることから、会費収入の増加に過度の期待は持てない。破産管財人等の納付金、印税収入等の収入を増やすよう検討すべきである。

支出としては、管理費、特に人件費の負担が多い。この 2、3 年行われている残業代削減のための方策はその効果が出ているが、人件費の削減は今後も引き続き行うべきである。なお、職員退職給付引当金の問題とともに、東日本大震災のような緊急事態の場合、会費の納入がない事態も考慮した人件費の手当も考えておく必要がある。また、OA刷新については、平成 23 年度をもって一応の完成を見たが、多額の支出を要する事業であったことから、耐用年数経過後のシステムの更新等について長期的視野に立って、必要な資金を事業準備積立金として確保する必要がある。

平成 22 年 11 月 30 日の臨時総会で、一般会計の収支を改善するために、一般会計から会

館維持管理会計への繰出金支出を7年間を上限として停止する決議をした。平成30年度までには会館維持管理会計への繰出が再開されるが、少なくとも同会計への繰出額1億4000万円ずつ次期繰越収支差額が増加するよう健全化されていなければならないことを踏まえて、単年度ごとの執行部が連係して、長期にわたる資金繰上の課題を克服しているか否かについてのチェック体制を整備する必要がある。

### ③ 法律相談事業について

法律相談特別会計については、この数年の収支の悪化がきわめて顕著である。すなわち、一般会計からの繰入金と一般会計への繰出金の差額は、平成20年度は1億1595万7824円、平成21年度は6438万4519円、平成22年度は1918万0721円、平成23年度は547万7309円であったが、平成24年度は▲3146万円であり、赤字に転落している。

法律相談事業は、その収支の結果にかかわらず、市民の司法へのアクセスの機会及び会員に対する業務の場の提供の意義があるものであるが、財政に負担がかからない方法として、例えば、一般事務所における弁護士会法律相談、夜間法律相談、自治体法律相談との連携等を模索すべきである。なお、今年度、新たに蒲田に法律相談センターを開設したが、法律相談センターの新規開設が財政的にどのような影響があるか注視すべきである。

### ④ 人権救済基金特別会計について

本会計は、i) 法律援助事業、ii) 刑事弁護及び子どもの人権に関する事業、iii) 被拘禁者の人権その他人権救済事業の3事業であるが、3事業のいずれについても黒字化を想定することが困難であるが、財政的見地から一般会計からの繰入金をどのようにしていくかを考えていく必要があり、そのためにこの事業の収支について検討する必要がある。

### ⑤ 会館について

会館維持管理会計は平成22年における臨時総会決議により、一般会計からの繰入金が7年間止めることができることとなり、その補填として、毎年、会館修繕積立金会計から2億円を限度として会館維持管理会計に繰り入れることになった。会館修繕積立金会計は、本来会館の大規模修繕等のために積み立てられる資金である。平成24年度決算における次期繰越収支差額は51億7883万6925円で、その額を見る限り十分なようにも思われるが、そもそも現会館も減価償却によりその資産価値が目減りしていること、将来の大規模修繕の他、会員数増加による会館スペースの確保の問題があること等からすると、同積立金を会館の維持管理に流用することは望ましいことではなく、なるべく短期間の内にそのような事態を解消すべきである。

他方、会館維持管理会計は、前記のとおり、一般会計からの繰入を停止し、会館修繕積立金会計から繰り入れて対処しているものの、繰越金は平成23年度5億3781万5356円から5億0797万9739円に減少していることも考慮にいれ、収支の改善を図る必要がある。その他、敷地使用料の増額請求の問題も未だ予断を許さない状態であることも考慮に入れるべきである。

## ⑥ 公設事務所について

公設事務所については、刑事弁護態勢の強化、地域の法的需要への対応等その存在意義は重要なものがある。しかしながら、その経済的支援については適正なものであるべきである。

公設事務所特別会計に対しては、一般会計から年間約 7000 万円から 8000 万円の繰出金を支出している。公設事務所については、任期が 2 年となっていて人の入れ替えが激しい一方、所長等の人事が難航している関係から、各年度で入所弁護士支援金の支給対象弁護士が何人出るか不明で、年度により予期しない多額の支出が生じる恐れがある。また、公設事務所全体に対する長期貸付金残高が現時点で 1 億円弱あるが、事務所経営を支える所長が頻繁に代わることから事務所の経営が安定化していないため、今後も長期貸付金が増加する恐れがある。更に、貸付金の返済については返済時期が到来した時点の法人の社員が責任を負うことになる問題もある。平成 24 年度に、新たに外国人法律相談に特化して、東京パブリック法律事務所の支所が品川に設立された。公設事務所については、その利益が東弁に還元することはないのであるから、同支所の設置に伴う東弁財政への負担の程度の検証を慎重に行うべきである。

公設事務所については、その存在意義を明確にするとともに、会への財政的な負担を考えれば、今後、公設事務所の経営の安定化を図る他、公設事務所の設置の目的を実現できる他の方法の有無や公設事務所への貸付について財務委員会の承認を必要とする規則改正などについても検討すべきである。

## (5) 最後に

財政の健全化のためには、会員間の情報共有化をはかり、財政を透明化するよう理事者の説明責任が果たされるべきである。そのためには、当会は以下の点を提言する。

- ① 地方公共団体が行っているのと同じ様に、年 2 回メールまたは FAX で、東弁の財政状況をわかりやすく図又は表にして会員に開示する。
- ② 事業計画に基づいた予算編成ができるように、次年度執行部の事業計画・予算編成会議を選挙後すぐに始め、赤字予算が常態化する悪弊を脱するべきである。少なくとも日弁連予算のように予備費を控除した形では黒字である予算案を策定すべきである。
- ③ 定期総会の予算決算で充実した審議ができるように、事前に質問書を理事者に送付して、理事者が総会当日に適確に回答できるようにするシステムを作るべきである。

## 4. 委員会活動の充実化

### (1) 東弁の委員会とその現状

東弁には、弁護士法（以下「法」という）で規定されて執行部（役員）から独立している 3 つの法定委員会（資格審査会－法 51 条、懲戒委員会－法 65 条、綱紀委員会－法 70 条）と法 33 条 2 項 2 号に基づいて会則 47 条 2 項で執行部からの独立が定められている選挙管理委員会のほか、16 の常置委員会、31 の特別委員会が設置されている。上記 3 つの独立委員会は法律の規定

に基づくものであり必ず設けなければならない委員会であって、それぞれの設置目的も明確であり、弁護士委員のほか裁判官、検察官、学識経験者が構成メンバーとなることから委員会の充実化や活性化という議論には本来的に馴染まない。また、選挙管理委員会も役員や常議員の選任手続を実施するための委員会なので上記と同様である。

常置委員会は、人事委員会以下、法 33 条 2 項各号などのそれぞれの規定を具体化し、実施する目的で設置されている。なお、国際委員会は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法に基づいて外国弁護士の入会審査を行うことを権限としていることから常置委員会とされており、法廷委員会以下の 31 の特別委員会については、それぞれの設置目的及び権限を有する。

ところで、東弁の弁護士会員数は、2013(平成 25)年 7 月 1 日時点で 7028 名を超えるが、他方、各委員会の委員定数を合計しても 3414 名(なお、東弁・二弁合同図書館委員 50 名を含んだ人数である)であり、全会員数の 2 分の 1 弱の定数となっている。他方、合計 3395 名の会員が何らかの委員会に数字上は登録していることとなっている。

しかしながら、委員会によっては、入会申込人数が定数を超過するほど人気のある委員会が存在する一方、定数を充足していない委員会もあるのが現状である。また、委員会開催日時に定数が足りずに流会となってしまうこともある。

強制加入団体であり弁護士自治を有する弁護士会は、本来、構成員である会員がいずれかの委員会に所属し、全会員でもって会務活動を支えることが望ましいことはいうまでもないが、上記のような状況から現実には全ての会員がいずれかの委員会に所属することは定数との関係からも不可能となっている。また、日弁連では、原則として、一定の在任期間を超えた委員については、国または公的団体等への推薦を行わないとの弁護士推薦委員会推薦要領(平成 6 年 3 月 17 日日弁連正副会長承認)があるが、東弁では、そのような定めもなく、多数回にわたって同一委員の再任がなされることにより委員が固定化してしまい、人気のある委員会の場合には、若手会員等が希望する委員会に入会することが事実上困難な状態にもなっている。さらに、2013(平成 25)年 8 月 2 日時点で任期付公務員や企業等に在籍する組織内弁護士数は合計 316 名に上るが、これらの組織内弁護士は多くが職務専念義務を課されており常時勤務を要することから委員会開催時間等との関係で弁護士会の委員会活動に参加したくても実際には参加できない会員も存する。

以上のような現状を踏まえ、東弁の委員会活動の充実化と活性化を図るにはどのような方策を採れば良いのかが大きな課題となっている。

## **(2) 委員会活動の充実化の方策**

### **① 組織的な観点から**

- ① 東弁の弁護士会員数が 7000 名を超え、毎年約 400 名の新入会員が入会してくることからすれば、現在の委員会の定員数では足りないことは明らかである。そこで、特に入会を希望しても新たに参加することが事実上不可能となっている委員会については、その定員数を増加させることが必要となる。ただし、執行部が委員会の意見を無視して一方的に定数を増

員させることは適当とは思われないことからすれば、定数増加を行うにあたっては各委員会の意見を丁寧に聴取することが肝要である。

次に、定数を増員するだけでなく、再任が何度も行われて就任期間が長期間に及ぶ委員には正委員から退任してもらい、若手会員を含めた新たな会員が委員会に加入することができるような方策を取ることが考えられる。現在、委員会議事規則では、委員会には幹事を置くことができるとされているが、幹事は委員の中から選任するとされていることからすると新たに会員が委員会に入会してもらうことには役立たない。そこで、委員会議事規則を改正し、委員以外の幹事を選任することができることとし、また、専門的な立場から意見を述べてもらうように参与員という制度を新たに設けることが考えられる。委員以外の幹事や参与員は、委員ではないことから議決に参加することはできないが、これら委員以外の幹事や参与員は必ずしも東弁会員に限られないので、学者や有識者などの専門家に参与員などに就任してもらうことも可能となるので、より専門的な見地からの意見等を述べてもらうことによって委員会での議論がより一層深まり、有効な議論が活発になされることが期待される。

東弁では、2013年度中に委員会議事規則を改正し、委員会は委員以外の者を幹事に選任することができることとし、幹事は、委員長の指示を受け、委員会の議案の整理、資料の収集や調査研究を行うものとしたほか、新たに参与員の制度を設けて、委員会は、委員及び幹事以外の者を参与員に選任することができ、参与員は、委員長の諮問を受け、専門的な立場から情報提供と助言等を行うものとした。

- ② 現在、各年度の委員会委員は、前年度の12月までに会員が希望する委員会につき自薦の方法で届け出て、人事委員会において3月までに委員を内定し、4月の第1回常議員会で選任を行っている。ところが、そのときまでに委員定数まで選任してしまうと4月以降に入会してくる判事補及び検事の弁護士職務経験による関する法律（いわゆる職務経験法）による判事補や検事の入会者や地方の公設事務所や法テラスのスタッフ弁護士として赴任していた元東弁会員だけでなく他会からの登録替え入会者が委員会活動に参加することができない。委員会の活性化のためにはそのような会員が積極的に委員会活動に参加することは極めて有意義である。そこで、委員会の現状に鑑みて委員定数を増員する必要がある場合には各委員会の意見を聴いた上で定数を増員し、または委員数のうち若干名について当該委員会の意見を聴いて会長が人事委員会に推薦することができるようにすることが考えられることから、本年度、各委員会規則を見直し、全委員会に意見照会を行ったうえで、上記趣旨の制度改正を行った。

また、委員会によっては、委員会内に部会やPTを設けて、そこでの活動が活発になされており、必ずしも全体委員会の定足数にこだわる必要性がない委員会も存在する。現在、委員会議事規則第15条では、委員会は、会則、会規及び委員会規則に特別の定めがあるもののほか、現に選任されている委員数の5分の1以上かつ5人以上の出席がなければ決議することができないとされているが、本年度は各委員会規則を改正して、必ずしも定足数が大きな意味を持たない委員会については個別に定足数の見直しと軽減を行った。

## ② 委員会開催時間帯の見直し

現状では、委員会の開催日時は平日午後 1 時あるいは 3 時となっているものが多いが、任期付公務員や企業等に在籍する組織内弁護士が参加しやすいような時間帯（例えば夕方 6 時以降）などに開催することも一つの方法として今後検討される必要がある。

## ③ IT の活用

現在、委員会で議論のための資料は、紙媒体として委員に事前又は当日配付されている。近時、委員会によっては独自にメーリングリストを立ち上げて正規の委員会とは別に事前又は事後の議論が活発になされている。しかしながら、各委員が議論をするために過去の議事録やその他の膨大な資料を参考にしようとしても全部の配付資料を保管しておくことには困難を伴う。そこで、委員が何時でも、何処でも、議論の材料となる必要な資料を閲覧、参照することができるようにマイストレージ上に資料を保管することも考えられる。これはセキュリティが厳格に保持できることが大前提となるが、ペーパーレス化にも資することでもあり将来的に検討されるべき事項であろう。

## ④ 委員会及び委員会活動の会員への周知・広報活動

東弁の委員会等の中には、定員を充足するに至らない委員会等（本会で 19 委員会、多摩支部内の 9 委員会）が存在する。これらの委員会においては、その存在意義や活動内容について会員の認識と理解を深めてもらい、委員会等に参加しやすい環境を作る必要があることはいうまでもない。そのためにもより一層効果的な周知・広報活動が必要である。その一環として 58 期新入会員から毎年 1 月初旬に開催される新入会員歓迎会の際、委員会ブースへの参加を各委員会に要請し、新入会員に対する各委員会の説明とプレゼンテーションを行ってもらっている。このような取り組みもさらに推進する必要がある。

## ⑤ 会務活動としての委員会への参加

当会では、会務活動等に関する会規を定め、社会的責務としての公益的活動を継続するため会員の会務活動への参加を積極的に促進しており、会務活動への参加を会員の義務と定めて、同一の委員会等に 1 年度に 4 回以上参加することにより、会務活動参加の義務を履行したものとしている（会務活動等に関する会規 2 条 2 項）。会員が当会の構成員としての義務を履行すべきことは当然であるが、各会員が委員会活動に参加することによって弁護士自治を有する弁護士会を支えているという共通意識を持つことが何よりも肝心なのであり、それが結果として委員会の充実化・活性化に繋がるものであるということが出来る。

# 5. 男女共同参画の推進

(1) 男女共同参画社会基本法にいう男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任

を担うべき社会」(男女共同参画社会基本法(以下、基本法という。)第2条)をいう。

**(2)** 日本弁護士連合会(以下、日弁連という。)は、男女共同参画社会基本法を受け、平成15年4月20日の理事会決定に基づき、同年以降男女共同参画について、総合的かつ統一的な取り組みを行うこと決定し、更に、平成25年以降以下の11項目について、5か年計画を推進している。

- ① 男女共同参画推進体制の構築・整備
- ② 研修・啓発活動
- ③ 弁護士における女性割合の拡大と女性弁護士偏在の解消
- ④ 政策・方針決定過程への女性会員の参画拡大
- ⑤ 収入と所得・業務等に関する男女会員間の格差の解消
- ⑥ 女性弁護士のロールモデルの収集と提供
- ⑦ 就職・処遇における男女平等確保
- ⑧ 性差別的な言動や取扱いの防止
- ⑨ 仕事と家庭の両立支援
- ⑩ 国際活動
- ⑪ 司法におけるジェンダー問題への取組(第53回定期総会決議に基づく活動)

**(3)** 東京弁護士会も政府及び日弁連の活動に連動して、平成20年以降、男女共同参画推進に取り組み、男女共同参画基本計画を策定し、以下のアクションプランを策定している。

- (1) 会務と政策・方針決定への女性会員の参加の推進
- (2) 女性会員の業務における差別の是正と業務分野の拡大・開発
- (3) 出産・育児、介護等の家庭生活と仕事の両立支援
- (4) 上記1～3の実現と更なる男女共同参画の推進

**(4)** 上記男女間のジェンダーバイアス以外にも、近年トランスジェンダー、ゲイ・レズビアン・バイセクシュアル等のジェンダーの問題が問題とされていることから、ジェンダーの平等が図られなければならない。

## **(5) 法曹親和会における今後の取り組み**

- (1) 男女共同参画P T

法曹親和会においては、男女共同参画P Tを立ち上げ、検討を進めている。

- (2) 議論状況

(ア) 上記P Tにおいては、以下の意見が出された。日弁連、及び東京弁護士会の提案する施策・アクションプランはいずれも極めて重要である。とりわけ、当会の女性会員が会員の18%を超え、更に51期以上の会員における女性会員比率が26%を超えている現状で、会務の政策及び方針決定過程に女性会員の意思が反映

されるべきことは民主主義の過程において必要不可欠である。したがって、理事者の少なくとも1名は女性会員となること、常議員及び各委員会に占める女性会員の比率を25%以上とすること、委員会の正副委員長の1名以上を女性会員とすることが東京弁護士会として実現すべき課題であることは論を待たない。

- (イ) しかし、上記課題の実現障害となっているのが主たる原因が、女性会員に限らず、会員の出産・育児をはじめとする家庭生活の問題であり、これらの問題を解決することが施策・アクションプランを実現するための前提となる。すなわち、現実問題として、会員が公益活動を含む弁護士業務と家庭生活（炊事・洗濯・出産・育児・介護）を両立することは相当に困難であり、特に、出産・育児を事実上負担している女性会員は男性会員に比べて就職の際の条件が悪いという現実問題があること、更に出産育児をして、産休・育休を取った後に退職を余儀なくされるという問題があり、これらの問題を解決することが必要であるとの指摘があった。

### (3) 法曹親和会の推進政策

- (ア) そこで、法曹親和会としては、育児中の（女性）会員の業務に対して、どのように援助していくか。具体的には、以下の制度を実現することが必要であり、今後の推進政策とすべきであるとの結論に達した。

- ① 育休期間中の会費免除など、男女会員を問わず利用できる制度の周知徹底
- ② 上記以外に家庭生活と弁護士の業務活動を両立させる制度の新設
- ③ 千代田区、中央区及び港区の保育所と連携
- ④ 病院を併設した病児保育施設との提携

また、上記に加え、育児休業中の会員がその後事務所復帰できるように、休業中の会員の業務を他の会員がフォローするなど産休中・育休中における業務の停滞を除去し、産休・育休に入った会員の就業の不安を解消する制度を検討して行くべきである。

- (イ) 次に、出産・育児等の家庭生活問題を抱える会員でも弁護士会の会務活動に参加することを可能とし、会務活動を断絶させずに復帰後の会務活動を可能とする制度、具体的には、委員会への出席を必要としない起案担当副委員長・部長等の役職を制定して一定の起案をおこなえば会務に参加したこととする制度や出席の方法以外にも自宅にて一定時間数の会務を行なうことにより委員会出席回数1回分とカウントするなどの制度を新設することを東京弁護士会に意見具申すべきである。

- (ウ) 更に、法曹親和会としては、今後、上記4の男女間以外のトランスジェンダー、ゲイ・レズビアン・バイセクシュアル等のジェンダーの平等確保の方策についても検討が必要である。

## 6. 多摩支部問題

### (1) 多摩支部の現状

東京三弁護士会多摩支部（以下「多摩支部」という。）は、50年の歴史を有する三多摩弁護士クラブという任意団体を前身とし、1998（平成10）年4月に設立されて、既に14年が経過した。多摩支部は、東京地方裁判所立川支部管内で様々な活動を行い、会員数は年々増加して現在1300人を超える支部会員を擁するまでとなっている。

多摩支部の活動は年々広範かつ活発なものとなり、法律相談、総務、研修、広報、刑事弁護、子どもの権利、財務、高齢者・障がい者、地域司法計画策定、両性の平等、倒産法、犯罪被害者支援、消費者問題対策、司法修習などの委員会や各種協議会、PTが日常的に活動し、種々の問題について支部の意見をまとめ、提言を行ってきた。

2009（平成21）年4月、東京地方家庭裁判所八王子支部及び東京地方検察庁八王子支部が立川市に移転し、支部名称が立川支部に変更されたのに合わせ、東京三弁護士会多摩支部も、同月20日、八王子市明神町の多摩弁護士会館（三会共有。以下「旧会館」という。）から多摩都市モノレール駅至近のアーバス立川高松駅前ビル2階に移転した。新しい会館は、三会共同賃借部分約207坪と東京弁護士会単独賃借部分（多摩会議室）約60坪とに分かれ、会議室スペース、打合せ室、図書・起案室、事務局スペース、会員控え室等がいずれも広くなって利便性を増した。

支部の移転に伴い、地裁立川支部では2009（平成21）年5月21日から裁判員制度が実施され、同年11月からは全国初の支部修習が開始された。東京三会は、立川支部弁護実務修習に対応するため、同年7月14日に東京三弁護士会多摩支部司法修習連絡協議会を設置し、対応している。その後、2010（平成22）年4月からは、福岡地方裁判所小倉支部とともに、初めて支部での労働審判制度が開始されることとなった。2013（平成25）年8月現在、約420万人の人口と多くの事件とを抱え、地方の地裁本庁をはるかに凌ぐ、全国有数規模の支部となっている。このような状況のもと、多摩支部は、多摩地域における地方裁判所として、立川支部の本庁化と八王子支部の復活設置を要望して種々の活動を行ってきたが、2011（平成23）年9月の関弁連定期大会の「東京高等裁判所管内の司法基盤の整備充実を求める決議」においても、立川支部を独立した地家裁本庁とすることが、放置できない喫緊の課題として取り上げられるに至っている。こうした地裁支部の本庁化に併せ、弁護士会多摩支部の本会化を目指す動きが活発となってきている。

### (2) 課題

#### ① 本庁化・本会化に向けての動き

市民のための裁判所が、人口や事件数に見合った地域の法的需要に応えられる裁判所であることを要するなら、地裁立川支部の本庁化は自然の流れである（既に、管内自治体や都議会は本庁化を求める意見書を採択している）。ただ、これを実現するには「下級裁判所の設置及び管轄区域に関する法律」別表の改正が必要であり、弁護士会は、地域住民や諸団体と連携し、マスコミを活用して世論を喚起しつつ、最高裁・法務省に対し働きかけ、国会議員に対しては

法改正を要請していく必要がある。東京三会は、2011（平成 23）年度に東京三会地家裁立川支部本庁化検討協議会を設置したが、本会化実現のためには具体的な行動計画を立てて、これを強力に推進していく必要がある。

本庁化とともに、多摩支部の本会化が検討されるようになってきている。東弁では、2010（平成 22）年度に多摩支部本会化検討プロジェクトチーム（P T）が組織され、2012（平成 24）年 7 月には、「東京弁護士会多摩支部の本会化に向けての意見書」を取りまとめた。意見書は、支部会員資格の問題をはじめ、支部会員の会務活動参加、本会に移行するまでの組織の問題、事務局体制、財政基盤と会費、弁護士会館の問題、法律相談や刑事弁護のあり方など、多岐にわたる論点について仔細に検討し提言を行っている。

こうした動きの中で、東弁多摩支部は、2011（平成 23）年 11 月の多摩支部臨時総会で、①支部会員の新規加入資格を支部管内に事務所を有する会員または弁護士法人であって、請求により支部名簿に登録されたものとする、②従前の支部会員はそのまま資格を維持できること、③支部会員以外でも支部の委員会活動に参加できるよう特別委員制度を定めることを決議した（2012（平成 24）年 9 月 28 日にもこれに関連した臨時総会決議がなされている）。これまでは、支部管内に事務所や住所がなくとも支部会員として登録できたが、本会化を目指す限り支部管内に事務所を有する会員をもって組織するのが自然であり、そうした会員が急増しているという状況がある。その実現は多摩支部会規等の改正を要するため、本会関連委員会等に意見照会がなされているが、資格限定が支部管内の法律相談センター担当者の限定につながることに関連して反対意見が見られるものの、法曹親和会も、地域のリーガルサービスは地域の弁護士が担うべきであり、将来の本会化を見据えて新規加入資格の限定は必要であり、経過措置を取りつつ速やかに実現されるべきと提言していた（二弁は既に 2012（平成 24）年度から実施している）。

以上の経緯を受け、2012（平成 24）年度、東京弁護士会理事者会は、多摩支部会規第 3 条を改正し、多摩支部会員資格を多摩地区に事務所を有する弁護士会員及び弁護士法人会員に限定するとともに、経過措置として、改正規定施行時に現に多摩支部会員である会員については、施行から 5 年経過後に適用することを提案し、2013（平成 25）年 1 月 11 日開催の常議員会で総会への付議が可決承認され、同年 3 月 13 日開催の臨時総会で可決承認された。

これにより、多摩支部会員の資格が「多摩地区に法律事務所を有する弁護士会員及び弁護士法人会員で、請求により支部会員に登載された者」に限定され、附則において、施行日が 2013（平成 25）年 4 月 1 日とされ、「この改正規定は、この改正規定の施行の際現に支部会員であるものについては、この改正規定の施行の日から 5 年間を経過するまで適用しない。」との経過規定が設けられた。前述の通り、2012（平成 24）年 12 月 25 日現在、当会の多摩支部会員 686 名のうち多摩地区に事務所を有する会員は 245 名であったが、2013 年 11 月 28 日現在、当会の多摩支部会員が 678 名、うち多摩地区に事務所を有する会員は 249 名となっている。そして、2013（平成 25）年 4 月 1 日に多摩地区に法律事務所を有さない多摩支部会員は、5 年後の 2018（平成 30）年 4 月 1 日までに多摩地区に法律事務所を移転しない限り、多摩支

部会員の資格を失うこととなる。

今後は、2018（平成30）年4月1日までに、多摩地区に法律事務所を持つ会員の拡充、多摩地区の法律相談のさらなる充実化、専門分野についての東京弁護士会と多摩支部との連携等を検討していく必要がある。

## ② 書面投票について

東京弁護士会では、役員等の選挙について「役員、常議員及び連合会代議員選挙会規」により、本来の投票日の他に不在者投票日を設けているが、郵便投票制度は存しなかった。しかし、会員の中には、傷病、育児、介護等の理由で弁護士会館での投票が困難な会員や、組織内弁護士、多摩地区に法律事務所がある会員など弁護士会館での投票について負担が大きい会員も相当数おり、今後さらに増加することが予想される。そこで、2013（平成25）年度、理事者は郵便投票制度を導入についての関係委員会等に意見照会結果を踏まえて、郵便投票制度を導入のため「役員、常議員及び連合会代議員選挙会規」を一部改正することを提案し、同年10月30日の臨時常議員会で総会への付議が可決承認され、同年11月28日開催の臨時総会で可決承認された。これにより、多摩地区に法律事務所を有する多摩支部会員は、2015（平成27）年実施の役員等選挙から郵便による投票が可能となった。

## ③ 旧多摩支部会館問題

上述のとおり、2009（平成21）年4月立川市に支部新会館がオープンしたが、これまでの旧会館をどうするかという課題がある。既に2007（平成19）年9月20日、東京三会の会長は、支部移転後の旧会館を売却処分し、処分後には旧会館に設置されていた法律相談センターをJR八王子又は京王八王子駅近くの賃借ビルに移転するという内容の覚書を取り交わしている。この合意の経緯に関しては、支部の意向を無視したものだとする支部会員の批判が強い。

現在のところ、旧会館は、暫定的に八王子法律相談センターや支部活動のため使用を続けている状態であるが、多摩支部は旧会館の存置を求める決議をし、八王子市からもその要望がなされている。そして、会館の有効利用の見地から、多摩支部では、八王子市の市民相談への場所提供や相談センターにおける夜間・休日相談の実施をはじめ、様々な検討がなされている。

現在のところ、三会在直ちに旧会館の取扱いを決めることはないと思込まれるが、いずれ覚書の履行かその変更合意をするかの選択を迫られることになる。現下の情勢では、他会が旧会館を継続して維持する見込みは乏しく、旧会館を存置させるなら、東弁が他会持分を買い取る方法を採用するのが現実的であろう。その是非については、支部の意向のみならず、東弁が会の財産として保有することの利害得失を慎重に検討して決するしかない。引き続き法律相談センターの拠点としてふさわしいかどうか、他にも旧会館の有効利用の可能性があるのでどうか（所有しながら使用されていない隣地の有効利用まで考えるべきである）、慎重な検討が必要である。

当会は、八王子法律相談センターの運営に関する他会の意向を見極め、その調整を図りつつ、合理的な会内合意の形成を図るべきである。

#### ④ 三会の組織上の問題など

##### (ア) 支部組織の有無

多摩支部内では所属会の垣根を越えて協力しながら活動を行おうとしているが、各本会の組織体制の違いや、本会と支部との意思伝達が必ずしも迅速かつ十分になされていないことがあるため、支部と本会との間で無用の軋轢を生じることがある。

東弁と二弁は会則上に多摩支部が規定されているが、一弁は会則上支部が存在せず、委員会組織の一種と位置づけられている。そのため東・二弁だけが合同で支部総会を開催しており、支部の委員会活動についても、一弁は支部で委員を選出しておらず、自ずと支部への関心も低くなりがちである。

一弁については、さらなる支部へのテコ入れを期待するしかないが、東・二弁においては、本会と支部が意思疎通・交流の機会をより多く設けるように努力すべきである。

##### (イ) 町田シビック法律事務所・町田法律相談センターと多摩パブリック法律事務所について

一弁は、2009（平成 21）年 4 月、町田シビック法律事務所と町田法律相談センターを開設した。都市型公設事務所である町田シビック法律事務所については、支部一弁会員の不足、とりわけ刑事事件への対応が殆どできていないことを補う趣旨に出たことから強い異論は見られなかったが、三会多摩地区法律相談センター運営委員会を関与させない法律相談センターの独自開設については、東・二弁多摩支部会員の強い反発を受けることになった。

町田法律相談センターは、八王子・立川の両法律相談センターと異なって三会の共同運営でないことから、担当弁護士の人選や納付金の取扱いも会ごとになり、手続を煩雑なものにさせている。開設後その運営に関して三会が協議することになっているが、今のところ協議の目途はたっていない。一弁に対しては、三会多摩支部の下での相談センター運営実現に向けて、根気よく協議を求めていく必要がある。他方、先行して 2008（平成 20）年 3 月に東弁が立川市に設置した刑事弁護対応を主とする多摩パブリック法律事務所については、法律相談センターを併設できず、苦しい経営状態が続いている。不足がちな多摩支部における刑事弁護体制を補うため設置された公設事務所として、本会の資金援助のみではなく、支部をあげて支援する態勢が求められる。

## 7. 関弁連

### (1) 関弁連について

関東弁護士会連合会（以下「関弁連」という）は、関東甲信越と静岡県（東京高裁管内）にある弁護士会、すなわち、東京三会（会員数 15672 名）と関東十県会（会員数 4313 名）の 13 の弁護士会で構成されている（平成 25 年 7 月 1 日現在）。

## (2) 関弁連の法的根拠

弁護士法 44 条は、「同じ高等裁判所の管轄の区域内の弁護士会は、共同して特定の事項を行うため、規約を定め、日本弁護士連合会の承認を受けて、弁護士会連合会を設けることができる」と規定しており、この規定に基づき関弁連を含む全国 8 ブロックの弁護士会連合会（以下「弁連」という）が設けられている。関弁連は、弁護士法 44 条に基づき、関弁連規約等を定めている。関弁連は、この弁連の中で最大の組織である。

## (3) 関弁連の組織

関弁連規約によると、関弁連には理事 40 名を置き、管内弁護士会は、毎年 3 月 31 日までにそれぞれ会長を含めて所定の人数（東弁は 10 名）の理事を選任する。理事は理事会を組織し、理事会において、理事のうち 1 名を理事長に、また、20 名を常務理事に選任し、常務理事のうち 1 名を副理事長に選任する。関弁連の基本的な運営は、毎月定例の常務理事会の他、理事会で懸案を討議、決定し、又、後記のとおり 19 の委員会が活発な活動を行っている。

## (4) 関弁連の活動

### ① 理事会・常務理事会の活動

理事全体が参加する理事会は年 3 回程度の開催である。常務理事会は理事会が開催される月を除き、毎月 1 回程度開催され、様々な関弁連としての意思決定を行う。

### ② 各種委員会の活動

関弁連においては、現在 19 の委員会が活動している。具体的には、総務委員会、財務委員会、会報広報委員会、地域司法充実推進委員会、人権擁護委員会、環境保全委員会、外国人の人権擁護委員会、民事介入暴力対策委員会、弁護士偏在問題対策委員会、研修委員会、裁判官候補者推薦に関する委員会、裁判官選考検討委員会、法教育センター、憲法問題に関する連絡協議会、弁護士業務妨害対策委員会、消費者問題対策委員会等の委員会がある。これらの委員会は、歴史的にもまた現在においても活発な活動を行っており、貴重かつ有益な成果を残している。

### ③ 関弁連定期大会・シンポジウム

毎年秋に開催される関弁連定期大会・シンポジウムは、関弁連最大の恒例行事であるが、本年は、山梨県甲府市において、「地方議会～議事機関としての原点回帰とさらなる活性化をめざして」をテーマに、行われた。

### ④ 東日本大震災への対応

災害対策本部要綱を 1 年延長することが理事会で承認され、本部長には理事長、本部長代行には副理事長、副本部長には管内弁護士会会長が就任し、本年度約 1050 万円の予算を確保して、福島県における法律相談のための弁護士派遣、原発 ADR 申立に関する研修会を実施している。

### ⑤ 地区別懇談会

関弁連は、日弁連執行部と関弁連管内単位弁護士会会員との連絡調整を図るために毎年地区別懇談会を開催しており、本年も静岡と横浜において 2 回の開催を予定している。既に開催さ

れた静岡では、支部問題、法曹養成と法曹人口問題、取り調べの可視化、裁判員裁判、民法改正、弁護士会の法律相談の拡充、不祥事防止対策への取り組み等、20件の議題について熱心な意見交換がなされた。

#### ⑥ 法曹連絡協議会・司法協議会

関弁連と東京高等裁判所管内の裁判所・検察庁との間で、管内司法全般につき、関弁連提出の議題を中心に、情報交換、検討協議するため、法曹連絡協議会が年1回開催されている。また、これと同趣旨で東京高等裁判所の主催により司法協議会が開催されている。

#### ⑦ ブロックサミット

ブロックサミットは、関弁連を含めた全国8ブロックの弁護士会連合会の代表者等が一堂に集まり、弁連の抱える問題につき意見交換する会議である。歴史的には、平成11年2月に福岡で第1回が開催され、その後開かれぬ時期もあったが、平成18年以降は年3回開催されている。

#### ⑧ ブロック大会、各種会合への参加

他の7つの弁連の実情を知り、関弁連の今後の施策を考えるうえで、他の弁連の定期大会への参加は重要であり、正副理事長と常務理事数名が参加している。また、東京三会の理事者会にも、正副理事長、常務理事、事務局長が参加し、東京三会、と関弁連の連絡・協力・調整を図っている。

#### ⑨ 関弁連管内弁護士会訪問

管内13の弁護士会を訪問し、各会の実情を認識するとともに、各会からの要望を受け関弁連会務に反映させるために、毎年5月から7月にかけて、正副理事長、常務理事が各弁護士会を訪問し、意見交換を行っている。

#### ⑩ 関東十国会への参加

関東十国会との相互交流を深めるため、関東十国会が、毎年開催する定時懇談会に、関弁連執行部が招待され、出席している。

#### ⑪ 関東学生法律討論会

毎年2回ずつ行われている関東学生法律討論会を関弁連は後援しており、毎回常務理事を派遣し、熱心な学生の討論を聞き、講評を行っている。

### (4) 関弁連の課題

#### ① 理事長の輪番制の変更

関弁連内部において、東京三会と十国会との均衡・調和を図るため、現在関弁連理事長の輪番制の再検討が論じられている。理事長は、これまで慣行により東京三会、横浜、東京三会、横浜以外の十国会の順番で選出されるように運用されてきた。しかし、これでは小規模な弁護士会は72年に1回しか理事長の順番が回ってこないことから、理事長の輪番制の変更の可否が現在議論されている。

#### ② 東京三会と関東十国会の関係の強化

東京三会と関東十国会とは規模や地域特性が異なり、その置かれた状況や直面する課題が異

なる。同じ支部問題と言っても、東京三会の場合は、立川支部という大規模支部の本庁化の問題であるが、小規模単位会の場合は、支部で裁判員裁判や労働審判が行われない、裁判官、検察官が足りないといった問題として現れる。規模で言えば、関弁連に所属する弁護士のうち、東京三会に所属する弁護士の占める割合は約 8 割であり、関東十県会に所属する弁護士は約 2 割に過ぎない。したがって人数比で言えば東京三会が圧倒的な規模を有するが、東京三会に所属する弁護士の関弁連に関する関心は高いとは言えず、逆に、関東十県会は、過去に持ち回りで研修会を行うなど人的交流も活発で、関係が深かったという歴史的経緯があり、関東十県会所属の弁護士のほうが比較的関弁連に対する関心が高いと思われる。しかし、数において約 8 割の弁護士が所属する東京三会の弁護士の関弁連に対する関心や参加意識が薄いとすれば問題である。日弁連の充実強化を図るためには、最大の弁連である関弁連の充実強化を図る必要があり、東京三会からさらなる人員を関弁連に参加できるような方策を講じ、東京三会と関東十県会の人的な交流による意思疎通の機会を深め、相互の協力体制を強化する方策を具体的に考えるべきである。

### ③ 関弁連と日弁連との連携の強化

平成 22 年度に、関弁連理事長が日弁連理事として、同理事会において関弁連の意見を直接述べることができるようにする制度が実現し、これまで以上に日弁連と関弁連の連携強化が図られたが、今次の司法制度改革により各弁連が担うべき課題は増大しており、日弁連がそれら諸課題に適切に対応するために日弁連と関弁連の関係を一層充実したものに必要性がある。この点に関し、2008 年 3 月 14 日に「弁護士連合会のあり方等検討ワーキンググループ（柳瀬康治座長）」より、弁護士連合会の位置づけを明確にし、その機能・役割を強化すべきであることを内容とする意見書が提出されているが、現在に至るも具体的進展はみられない状況にある。

### ④ 各種委員会の活性化と広報活動の充実強化

現在各種委員会では、中小規模の単位会から各 1、2 名ずつの熱心な会員が活動に参加しているが、人数比から考えると東京三会からの参加者が少ないと言える。東弁の場合、委員会に所属を希望しても希望の委員会に所属できない若手会員が多いことを考えると、東弁から更に多くの委員を関弁連の委員会に送り、若手会員の活躍の場を拡大するとともに、東京三会と関東十県会の人的交流や意思疎通の場を拡大することも検討課題として考えられる。

## 8. 市民窓口

### (1) 初めに

市民窓口の目的は、弁護士業務が市民に理解され身近なものとなるようにするため、弁護士、弁護士法人、外国法律事務所及び弁護士会の業務に関する苦情、要望等について適切かつ迅速な対応を行うことであり、その業務内容は、(1) 苦情等の聴取及びこれに対する対応、(2) 苦情の内容の検討、分析、調査、(3) 苦情等の対象となった弁護士会員に対する助言等である（弁

護士業務等に関する市民窓口設置規則第1条、第2条)。その本来の役割は、市民からの苦情等への個別対応にあるといえる。

しかし、日弁連は、平成25年1月18日の「弁護士の一連の不祥事に関する理事会決議」において、不祥事根絶のために最善を尽くす決意を表明し、これに応じて弁護士業務の適正化に関する委員会を設置し、その一連の活動の中で、市民窓口が不祥事対策においても非行探知手段等の重要な役割を果たすべきことを確認し、その新たな取り組みについての検討を開始した。

この課題に対して、我々は、市民窓口の本来の活動の意義を再認識するとともに、その守備範囲や手続を踏まえたうえで、不祥事対策として何をなすうかを考えていく必要がある。

## (2) 東京弁護士会の市民窓口の運用

そこでまず、東京弁護士会の市民窓口業務の実態を概観する。当会の市民窓口業務では、毎日午後1時から午後3時までの間に弁護士会に電話をかけてきた申出人の苦情等を事務局員が待機中の相談担当弁護士に直ちに引き継ぐ。その際、事務局員は、対象会員が当会会員であることだけを確認し、市民窓口相談に適する相談か、事実関係が明確か、同じ苦情の繰り返しではないか等の事前審査は行わない。また、匿名相談も引き継ぐ。相談担当弁護士は、規則上は苦情内容の調査も業務内容に掲げられているものの、事実関係を調査してから回答するといった応答をすることはなく、申出人の主張が事実であると仮定して相談に即答する。このように、市民窓口実務は、設置規則記載の「身近」と「迅速」に力点を置いて運用されているといえる。

相談担当弁護士は、規則上は特段の資格要件の定めはないが、実際上は弁護士業務等について十分な知識と経験が要求されることから、役員や委員会委員長の経験者等に限定されている。また、各担当者の相談に対する取扱いにばらつきが生じないように、マニュアルで対応の均一化を図っている。

なお、設置規則には、窓口業務として対象会員に対する「助言等」が挙げられているが、上記の通り市民窓口で寄せられる苦情等の処理は事前審査も事実調査も経ずに行われるのが実情であり、弁護士の職務の独立性の観点から、助言についても慎重な対応がなされている。申出人から、対象会員への苦情内容の伝達等のアプローチを求められた際にも、対象会員が苦情内容を認めたような場合を除き、申出人から苦情があった旨をそのまま対象会員に伝達し、その対処については対象弁護士に委ねるのが一般的である。

## (3) 市民窓口の情報の有効活用のために

弁護士不祥事対策における市民窓口の役割としては、まず、なんといってもそこに集まる情報を有効に活用することが重要であるが、そのためには一定の段階を踏む必要がある。上記の通り、市民窓口で寄せられる苦情等は、事前審査も事実調査も経ない運用がなされている。だからこそ市民の生の声が大量かつリアルタイムに集まってくるわけであるが、このような情報を弁護士不祥事問題において活用するためには、情報の受け手において、玉石混合の大量の情報から不祥事のシグナルを早期に発見し、かつ事実調査等の次なるステップに移行する体制を整備する必要がある。

ある。

そのためには、まず、預り金の未精算等の苦情内容の重大性、同一会員が多数の市民から苦情を受けており不祥事への発展が危惧されるといった反復性等の観点から情報を整理したうえで、理事者等の受け手に分かりやすく伝達する必要がある。この点、日弁連適正化委員会からも情報提供体制についての提言があったが、東京弁護士会においては、既に市民窓口の全窓口業務の結果が直ちにデータベース化され、日々理事者がこれに目を通す体制が確立されている。

次に、市民窓口からの生の情報のキャッチを契機として、速やかに事実調査を開始する必要がある。この点、対象会員に対する調査を有効に行うためには、強制力のある調査権限が認められることが望ましいが、これは会則改正等の立法手続が必要である。そこで、当会では、市民窓口設置規則4条の2の1項「会長は、必要があると認めるときは、委員の中から1人又は数人を指名し、それらの者に対象会員に対する苦情等の確認、内容の伝達、対象会員の釈明又は意見の聴取その他必要な調査を行わせることができる。」との規定を積極活用して事実調査を行う取り組みが進められている。これまでこの制度はほとんど利用されておらず、このような役割は担当理事者が担ってきたが、理事者対応だけでは、日々の業務に忙殺されて対応が不十分となり、また年度をまたぐことによる理事者の交代で手続の連続性が切断されるといった懸念もあった。このような観点から、当会の市民窓口では、平成25年度5月から調査チームを編成して、会長が上記制度を利用しやすい環境を整え、同制度が積極的に活用されるに至っている。

ただし、この制度に基づく調査活動も、会長指名という権威づけに負うところが大きいし、このような制度が規則化されていない単位会の事実調査問題も考えなければならない。また、調査結果を踏まえての助言や懲戒請求等の会長の処理についても十分に実効性を検証して実行に移す必要がある。更には、調査協力の義務化といった立法的措置や、苦情受付と懲戒を有機的に結びつけたアメリカ型弁護士懲戒制度の導入などを視野に入れた検討が必要である。

#### **(4) 市民窓口の情報の不祥事探知を超えた活用方法**

同一会員に対し複数の市民から苦情が寄せられたとの情報をキャッチした場合、そのこと自体を不祥事への発展を危惧させる重大なシグナルと受け止め、事実調査を経ない段階においても、この事実を不祥事防止対策として積極的に活用することが有益であると考えられる。日弁連適正化委員会からは、対象会員について1年以内に3人以上の申出人から苦情の申出があったときは、会長は、当該会員に対して書面により以上の苦情の申出があった旨を通知することができるとの内容の方策が提示され、東京弁護士会でも規則改正が実施された。

もとより、これは対象会員が通知により自ら襟を正すことを期待しての制度であり、上記の会長指名による事実調査との併用等により、通知が功を奏さないケースも想定した対応も検討すべきである。

#### **(5) 市民窓口データの倫理研修への活用**

平成24年度の苦情件数は、会員6720名に対し1832件であった。苦情内容としては、報

酬に関する説明不足、事件処理の報告の懈怠、事件処理に関する説明不足、事件処理の遅滞及び態度に対する不満等の苦情が大半であり、弁護士としての基本的な心構えや依頼者とのコミュニケーションの大切さを改めて痛感する結果となっている。もとより、苦情件数がそのまま不祥事件数を意味するわけではないが、不祥事が伴わないとしても市民と弁護士の間には多くのトラブルが生じうること、そして、その教訓を生かし切れずに苦情等の申出を繰り返し受けた会員に不祥事に足を踏み入れる者が多くいることは肝に銘じるべきである。

市民窓口を集まる苦情等の情報は、差し迫った不祥事の防止策として活用されるべきであるとともに、将来の不祥事発生抑止のための教訓としても活用されるべきである。そのためには、市民窓口データを倫理研修において積極的に活用すべきである。

## **(6) 結び**

市民窓口の弁護士不祥事対策への取り組みは始まったばかりである。そのなかで、東京弁護士会の市民窓口は、相談担当弁護士向けのマニュアル作成、苦情処理結果のデータベース化及び会長指名による苦情調査の実施等、日弁連に先んじて不祥事対策に取り組み、その成果の情報提供をしてきた。会長指名による苦情調査の調査結果も、貴重な資料として活用されることが期待される。今後とも、日弁連の活動をリードする気構えで積極的な活動と情報提供を継続していくことが肝要であるとする。